



車庫証明手続代行費用は、

必ず「支払総額」に含めて表示してください！

トラブルの未然防止や解決、理解のためにご活用ください。

「一部の販売店において、支払総額を表示する際、本来、『諸費用』に含めて表示する必要のある『車庫証明手続代行費用』について、『含めなくてよい』との誤った理解をしている」等の声が寄せられています。

① 「車庫証明手続代行費用」は、登録車・届出車(軽自動車)にかかわらず、必ず「支払総額」の内訳である「諸費用」に含めて表示すること

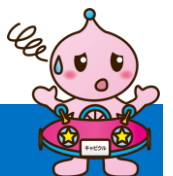
規約において、「車庫証明手続代行費用」は必ず「諸費用」に含めて表示することが定められています【参考 1】
これは、

1. 販売店が車庫証明(届出)の必要のない市町村に所在し、その周辺地域もそれが不要であったとしても、必要となる地域の消費者に販売する場合があること、
2. また、「車庫証明手続代行費用」を「支払総額」に含む販売店と、含まない販売店があった場合、含まない販売店の価格の方が安く見えることとなり、販売店間の公正な競争を確保することができないため、各販売店が同一の水準の価格を表示する必要があること、(「支払総額」を安く見せるため、車庫証明(届出)の必用の有無にかかわらず、「車庫証明手続代行費用」を含まない「支払総額」を表示するといった不正行為も懸念されます) が主な理由です。

なお、車庫証明(届出)が不要な地域の消費者と商談する際は、「車庫証明手続代行費用」は不要である旨を説明し、当該費用を差引いた額を商談で提示してください【参考 2】。

② 「手続代行費用」は、手続きが必要となる地域を管轄する運輸支局等で登録等することを前提とした費用とすること

「検査登録手続」及び「車庫証明手続」の代行費用については、販売店がこれらの手続きが必要となる地域の消費者に販売することを前提に、その地域を管轄する運輸支局(軽自動車検査協会)で登録(届出)、また、警察署で手続きを行う場合の費用(実費)を算出してください【参考 2】。



【参考1】自動車公正競争規約・中古車施行規則(抜粋)

第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、次の各号に定める車両価格に諸費用を加えた価格を表示しなければならない。

- (1) 車両価格とは、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格で、展示時点で既に装着済みの装備等を含む価格をいう。
- (2) 諸費用とは、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(新規登録又は移転登録を行う場合の検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)をいう。

2 前項に定める価格は、「支払総額」の名称で表示するものとする。

3 価格の説明

- (1) 第1項第2号に定める価格を表示する場合は、車両価格及び諸費用を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。

【参考2】公取協ホームページ「支払総額に関するFAQ」(抜粋)

Q16. 当社は車庫証明の必要のない地域にあるが、「支払総額」に含まれる「諸費用」には、必ず「車庫証明手続代行費用」を含めなければならないのか？

▶ 車庫証明の必要な地域のお客様に販売する可能性もありますし、お客様が正しく価格を比較するためには、「支払総額」として表示する価格の内容を同一の水準とすることが必要なため、「諸費用」に「車庫証明手続代行費用」が含まれた「支払総額」を表示してください。なお、商談の際に車庫証明の要否を確認し、不要なお客様に販売する際は、当該費用を差し引いた額を提示するようにしてください。

Q17. 当社は車庫証明の必要のない地域にあるが、その手続代行費用の額を算出する際は、どこの警察署で手続きを行う場合の費用とすればよいか？

▶ 管轄の運輸支局で登録することを前提に、その近隣で車庫証明が必要となる地域を管轄する警察署で手続きを行う場合の費用としてください。

Q18. 車庫証明手続は当社では代行しないが、代行することを前提とした「支払総額」を表示しなければならないのか？

▶ 中古車に関する規則第6条において、「『販売価格』を表示する場合には、次の各号に定める車両価格に諸費用を加えた価格を表示しなければならない。」「諸費用とは、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(新規登録又は移転登録を行う場合の検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)をいう。」と定められています。

また、お客様が正しく価格を比較するためには、「支払総額」として表示する価格の内容を同一の水準とすることが必要です。したがって、必ず車庫証明手続を代行することを前提とした価格を表示してください。

■「登録等手続代行費用」の算定は？

▶ 「昭和52年12月27日付 通商産業省自動車課長通達抜粋」において、以下の考え方が示されています。登録等手続代行費用は、登録、納車など自動車の販売に伴って行う業務であって、販売価格(車両価格)ではカバーされていない費用です。その徴収にあたっては、法定費用および人件費、交通費等で、当該業務の実施に必要とする直接経費(検査登録申請書類、車庫証明申請書の作成費を除く)に限ることとし、その額は各社の実態に即して合理的に算定されたものとする。